

全保協ニュース

[協議員情報]

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 平成30年度概算要求の概要（厚生労働省子ども家庭局）、
平成30年度保育対策関係予算概算要求の概要（厚生労働省子ども家庭局保育課）
が公表される 1

◆平成30年度概算要求の概要（厚生労働省子ども家庭局）、平成30年度保育対策関係予算概算要求の概要（厚生労働省子ども家庭局保育課）が公表される

本ニュースNo.17-22（平成29年8月25日）において既報のとおり、厚生労働省は「平成30年度予算概要要求の主要事項」を公表しました。今般、「平成30年度概算要求の概要（子ども家庭局）」（資料1）と「平成30年度保育対策関係予算概算要求の概要（厚生労働省子ども家庭局保育課）」（資料2、資料3〔参考資料〕）が示されました。

「保育対策関係予算概算要求の概要」（資料2）をみると、平成29年度予算991億円に対して、平成30年度概算要求は1,401億円へ増額となっており、①「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大、②必要となる保育人材を確保するため、保育補助者の雇上げ支援における資格要件の緩和等による事業の拡充や、保育士資格取得支援事業の改善、業務のICT化の推進など、総合的な保育人材確保策を推進、③「広域的保育園等利用事業」における自宅等から保育園等への直接送迎の実施や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施を支援、④安心かつ安全な保育の実施のため、保育園等における事故防止に役立つ備品等の購入等を支援することなどが盛り込まれています（資料2の1ページ）。

平成30年度保育対策関係予算概算要求の概要（厚生労働省子ども家庭局保育課）

1 待機児童の解消に向けた取組の推進

- (1) 保育の受け皿拡大
- (2) 保育人材確保のための総合的な対策
- (3) 多様な保育の充実
- (4) 安心かつ安全な保育の実施への支援

2 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実） ※内閣府において要求

- (1) 子どものための教育・保育給付
- (2) 地域子ども・子育て支援事業
- (3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した保育の支援
- (4) 認可を目指す認可外保育施設への支援等（内閣府分）

3 その他の保育の推進

- (1) 子育て支援員研修
- (2) 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進

「保育対策総合支援事業費補助金」は、平成 30 年度概算要求が 427.4 億円であり、拡充・新規に示された項目として、次の項目があります。

「保育補助者雇上強化事業」（資料 3 の 3 ページ）では、保育士の補助を行う「保育補助者」の雇上げに必要な費用の補助額が拡充しています。現行では、短時間勤務 1 名分として年額 221.5 万円の補助でしたが、平成 30 年度概算要求では、単価の引き上げ及び定員規模に応じた加算を創設しています。「定員 90 人以下」では年額 295.3 万円（フルタイム勤務 1 名分）、「定員 91 人～150 人」では年額 590.6 万円（フルタイム勤務 2 名分）、「定員 151 人以上」では年額 885.9 万円（フルタイム勤務 3 名分）となっています。また、「保育補助者の要件」として、現行は子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者又はこれと同等の知識及び技能があると実施主体が認めた者とされていますが、この要件を撤廃することの改定も織り込んでいます。

「保育体制強化事業」（資料 3 の 4 ページ）について、実施主体は「待機児童解消加速化プラン参加市町村」から「全ての市町村」に拡充、また対象施設は保育園のみでしたが、

「保育園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所」に拡充、そして補助単価は、現行の 1 か所当たり月額 9 万円から「定員 90 人以下」月額 9 万円、「定員 91 人～150 人」月額 18 万円（2 名分）、「定員 151 人以上」27 万円（3 名分）へ増額されています。

「保育士資格の取得支援」（資料 3 の 5 ページ）では、「養成校卒業等による資格取得の支援」の対象者を「常勤職員」から「非常勤職員」まで拡大し、「資格取得後に一括して支給」していたものを「1 年分ずつ段階的に支給」することとしています。

また、「保育園等における ICT 化推進等事業」（資料 3 の 7 ページ）では、平成 27 年度補正予算事業に類似の、保育士の業務負担の軽減を図るためのシステム導入による業務 ICT 化を進めることができます。システム導入費用として、1 施設当たり 100 万円の補助単価が設定されています。同事業では新規事業として、事故防止対策を推進するために必要な機器（子どもの無呼吸睡眠センサー等）の導入費用の一部補助「子ども 1 人当たり 4 万円」を行います。

「広域的保育園等利用事業」（資料 3 の 9 ページ）では、直接に複数利用者の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所のみを経由する場合や、送迎センターを設置するための改修経費についても補助対象とし、事業内容の拡充を図っています。

「医療的ケア児保育支援モデル事業」（資料 3 の 10 ページ）では、対象か所数を 60 か所に増やし、単価も増額しています。モデル事業未実施自治体において、医療的ケア児の保育所等での受入れが促進されるよう、医療機関等の支援を受けるための補助を創設します。

その他の詳細につきましては、別添の資料 1、資料 2、資料 3 をご参照ください。